

## 特定高圧ガス消費計画書（一般則・液石則）

### 1. 消費の目的

（例）医療用酸素ガスを病院内で供給するため、貯槽内の液化酸素を蒸発器により気化・減圧し、消費する。

### 2. 消費するガス名（政令7条で定める特定高圧ガスのみ）

（例）液化酸素、モノシラン、液化塩素

### 3. 消費の方法

（例）5,000L 貯槽の液化アンモニアを気化器によって気化し、減圧ユニットにて 0.1MPa まで減圧した後、金属製品の加工に使用します。

### 4. 貯蔵量

ガス種	貯蔵設備名	貯蔵量 (kg・m <sup>3</sup> )
（例）ジシラン	容器	35 m <sup>3</sup>
合計		

### 5. 省令で定める技術上の基準とそれに対応する事項（添付資料等にまとめること。）

（次ページに続く）

## 6. その他 特記事項※

※高圧ガス消費設備を移設する場合や高圧ガス機器の一部が KHK の詳細基準事前評価品といった特段の事項があれば記載すること。

(例) 当該高圧ガス消費設備は〇〇会社△△事業所より移設する設備である。

当該設備の使用の経歴や保管状態の記録（定期自主検査記録や保安検査記録 等）は別紙のとおり。